

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 岡山厚生年金 事案 970

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年2月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月26日から同年3月1日まで

B社に入社した昭和46年4月から同社の親事業所であるA社に転籍して退職した49年5月までの間、A社の寮に住み、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、一緒に事業所の寮に住んでいた申立人の同僚（複数）の証言から、申立人は申立てに係るグループ事業所に継続して勤務し（昭和47年2月26日にB社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和47年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが必要である

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年10月20日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年1月から同年12月までを7,000円、26年1月から同年9月までを8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から26年10月20日まで

昭和25年1月1日から26年10月20日までA社B事業所に勤務していた。同事業所で一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私の記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳において、氏名及び生年月日が申立人のものと同じであり、かつ、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認でき、この記録に係る被保険者期間は、申立期間に一致している。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に申立期間を含む昭和23年12月1日から60年9月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記厚生年金保険被保険者台帳の記録は申立人の記録であり、当該事業所の事業主は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を昭和25年1月1日に取得し、26年10月20日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和25年1月から同年12月までを7,000円、26年1月から同年9月までを8,000円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成13年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月31日から同年9月1日まで

A社にパートとして勤務していた期間のうち、平成13年7月及び同年8月は社会保険の加入対象となる勤務形態により勤務していたが、同年8月の厚生年金保険の記録が無い。同社から間違いなく2か月分（平成13年7月及び同年8月分）の厚生年金保険料を控除していた旨の回答を得ており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成13年8月31日となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賃金台帳及び健康保険・厚生年金加入期間証明書から、申立人は、申立期間において同事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、申立てに係る事業所が保管している賃金台帳において確認できる申立人の平成13年8月の報酬月額から、12万6,000円とすることが必要である。

なお、厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る資格喪失日を平成13年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成11年12月1日から19年9月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、11年12月から12年10月までは22万円に、同年11月から15年10月までは26万円に、同年11月から16年10月までは28万円に、同年11月から17年8月までは30万円に、同年9月及び同年10月は28万円に、同年11月から18年8月までは30万円に、同年9月及び同年10月は28万円に、同年11月から19年2月までは32万円に、同年3月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、15年7月31日、同年12月25日、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は25万円に、同年12月25日及び19年7月31日は24万3,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月1日から19年9月1日まで  
② 平成15年7月31日  
③ 平成15年12月25日  
④ 平成16年7月31日  
⑤ 平成16年12月25日  
⑥ 平成17年7月31日  
⑦ 平成17年12月25日  
⑧ 平成18年7月31日  
⑨ 平成18年12月25日

⑩ 平成 19 年 7 月 31 日

給与明細書を確認したところ、申立期間①について、給与支給月額より低い額で標準報酬月額が記録されているにもかかわらず、この標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多くの保険料が控除されている。

また、平成 15 年以降は、毎年、7 月及び 12 月に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、その届出が行われていない。

これらの記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額それぞれのいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①のうち、平成 12 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から 13 年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 15 年 1 月 1 日までの期間、15 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から 16 年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 17 年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 18 年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から、また、15 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までは、申立人が所持する給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額から、平成 12 年 1 月、同年 2 月及び同年 4 月から同年 10 月までの期間は 22 万円に、同年 11 月から 13 年 1 月までの期間、同年 3 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月、同年 10 月から 14 年 12 月までの期間及び 15 年 3 月から同年 10 月までの期間は 26 万円に、同年 11 月から 16 年 5 月までの期間、同年 7 月、同年 8 月及び同年 10 月は 28 万円に、同年 11 月から 17 年 8 月までは 30 万円に、同年 10 月は 28 万円に、同年 11 月から 18 年 3 月までの期間及び同年 5 月から同年 8 月までの期間は 30 万円に、同年 9 月及び同年 10 月は 28 万円に、同年 11 月から 19 年 2 月までは 32 万円に、同年 3 月から同年 8 月までは 34 万円にすることが妥当である。
- 3 申立期間①のうち、平成 11 年 12 月 1 日から 12 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、13 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日

から同年 10 月 1 日までの期間、15 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、16 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、17 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び 18 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の申立人の標準報酬月額については、その前後の月に係る給与明細書及び課税台帳等から推認し、平成 11 年 12 月及び 12 年 3 月は 22 万円に、13 年 2 月、同年 6 月、同年 8 月、同年 9 月、15 年 1 月及び同年 2 月は 26 万円に、16 年 6 月、同年 9 月及び 17 年 9 月は 28 万円に、18 年 4 月は 30 万円にすることが妥当である。

なお、事業主が上記 2 及び 3 による訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立期間②、③、⑨及び⑩について、申立人が所持する賞与明細書又は事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額から、平成 15 年 7 月 31 日は 25 万円に、賞与明細書又は賃金台帳において確認できる保険料控除額から、同年 12 月 25 日は 25 万円に、18 年 12 月 25 日及び 19 年 7 月 31 日は 24 万 3,000 円にすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②、③、⑨及び⑩の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、源泉徴収票又は預金通帳から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、源泉徴収票又は預金通帳の振込額から推認し、25 万円にすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 6 一方、申立期間①のうち、平成 8 年 11 月 1 日から 11 年 12 月 1 日までの標準報酬月額については、申立人は給与明細書を所持しておらず、事業主からの回答も得られない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格の喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正するとともに、同社C事業所における被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を、それぞれ、同日及び36年2月16日とし、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和35年3月から36年1月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、35年3月にあつては明らかでない認められるとともに、35年4月から36年1月までにあつては履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月26日から36年2月16日まで  
昭和34年3月にA社に就職し、平成7年4月1日まで継続して勤務していた。

また、昭和35年3月26日から36年2月16日までは、D事業所の開設準備のためにB事業所からC事業所に異動となっていたにもかかわらず、その期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する人事記録、申立人に係る雇用保険の加入記録及び申立人の同僚(複数)の証言から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し(昭和35年3月25日に同社B事業所から同社C事業所に異動、36年2月16日にC事業所から同社E事業所に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A社C事業所は昭和35年4月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、オンライン記録によると、C事業所に勤務していた申立人の同僚(複

数)は、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間は同社B事業所において被保険者となっている上、それらの同僚のうち一人は、申立期間当時、C事業所は同社B事業所により管理されていた旨の証言をしていることから、申立人に係る同社B事業所における被保険者資格の喪失日及びC事業所におけるその取得日を35年4月1日とすることが妥当である。

さらに、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所における申立人の昭和35年2月時点のオンライン記録及び同社C事業所における同僚のオンライン記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、申立期間のうち、昭和35年3月にあつては、ほかにこれを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和35年4月から36年1月までにあつては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、同資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこの届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は資格の得喪に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る上記期間の厚生年金保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年3月1日から16年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成7年3月から8年3月までは24万円に、同年4月から同年9月までは26万円に、同年10月から9年3月までは30万円に、同年4月から10年3月までは32万円に、同年4月から11年3月までは34万円に、同年4月から12年3月までは36万円に、同年4月から13年3月までは38万円に、同年4月から14年3月までは41万円に、同年4月から16年3月までは44万円に、同年4月から同年8月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から16年11月1日まで

私が所持している給与明細書に記載されている総支給額、保険料控除額をねんきん定期便に記載された標準報酬月額、厚生年金保険料額と比較すると、ねんきん定期便に記載された額が少なく、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成7年3月1日から16年9月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、平成7年3月から8年3月までは

24 万円に、同年 4 月から同年 9 月までは 26 万円に、同年 10 月から 9 年 3 月までは 30 万円に、同年 4 月から 10 年 3 月までは 32 万円に、同年 4 月から 11 年 3 月までは 34 万円に、同年 4 月から 12 年 3 月までは 36 万円に、同年 4 月から 13 年 3 月までは 38 万円に、同年 4 月から 14 年 3 月までは 41 万円に、同年 4 月から 16 年 3 月までは 44 万円に、同年 4 月から同年 8 月までは 47 万円にすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）が記録している標準報酬月額が平成 7 年 3 月から 16 年 8 月までの長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 7 年 3 月から 16 年 8 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、平成 16 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの標準報酬月額については、申立人の主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、当該期間に係る報酬月額、厚生年金保険料の控除額は確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されているなどの不自然な点も見当たらない。

加えて、A 社は、「当時の社会保険事務処理担当者が既に死亡しており、5 年以上前の資料は不明である。」と回答している。

このほか、申立人が平成 16 年 10 月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成 16 年 10 月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月ごろから同年 5 月ごろまで  
② 昭和 40 年 6 月ごろから同年 9 月ごろまで  
③ 昭和 40 年 10 月ごろから 41 年 10 月ごろまで

昭和 40 年 2 月ごろから同年 5 月ごろまではA社に、同年 6 月ごろから同年 9 月ごろまではB社に、同年 10 月ごろから 41 年 10 月ごろまではC社に勤務し、いずれの勤務先においてもD業務に従事していた。他の従業員と同様に給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る事業所は既に解散しており、関係資料は残っていない上、連絡先が判明した同僚は、申立人のことを覚えておらず、同事業所における申立人の勤務実態（勤務期間、職務内容等）が確認できない。

2 申立期間②に係る事業所における当時の従業員から、申立人が同事業所に勤務していたとの証言は得られたが、その時期は特定できず、申立人に係る厚生年金保険料の控除の状況は不明である。

また、申立人が名前を挙げた同僚とは連絡は取れず、その同僚の厚生年金保険の加入記録も無い。

さらに、申立てに係る事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主から事情を聴取することができず、同事業所における申立人の勤務実態（勤務期間、職務内容等）が確認できない。

3 申立期間③に係る事業所は、申立人が勤務していたと主張する場所及びその周辺には厚生年金保険の適用事業所としては存在しておらず、申立てに係る事業所を特定することができない。

4 申立てに係る事業所における申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 974

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月から 32 年 10 月まで  
② 昭和 32 年 11 月から 33 年 8 月まで

申立期間①においては、A市にあった「B」という名前の工場で勤務していた。また、申立期間②においては、C駅の近くにあった「D」という名前のE社F事業所の下請工場で勤務していた。いずれの事業所でも、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、これらの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、申立人が勤務したと主張する場所及びその周辺には、厚生年金保険の適用事業所として存在していない上、地区内の商工業者を会員とするG商工会議所、及びE社F事業所に確認しても申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から 15 年 1 月 1 日まで  
平成 10 年 2 月から 14 年 12 月末まで A 社から B 国に所在する C 社に派遣され勤務していた。その間、給与明細書に記載された賃金以外に手当金が現金で支給されていたが、この手当金の額がオンライン記録の標準報酬月額に含まれていないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 11 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び 12 年 1 月 1 日から 15 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額について、申立てに係る事業所が保管する賃金台帳（平成 12 年分から 14 年分まで）及び申立人が所持する給与明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録上の標準報酬月額と同額である又は低い額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 10 年 2 月 1 日から 11 年 6 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から 12 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額について、申立てに係る事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から確認できる標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立てに係る事業所の総務担当者は、「駐在手当、副工場手当（副工場長手当）及び駐在日当（旅費日当）については給与として支給したものである。」旨証言している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。